

議案第 号

西宮市道路線の認定の承諾について

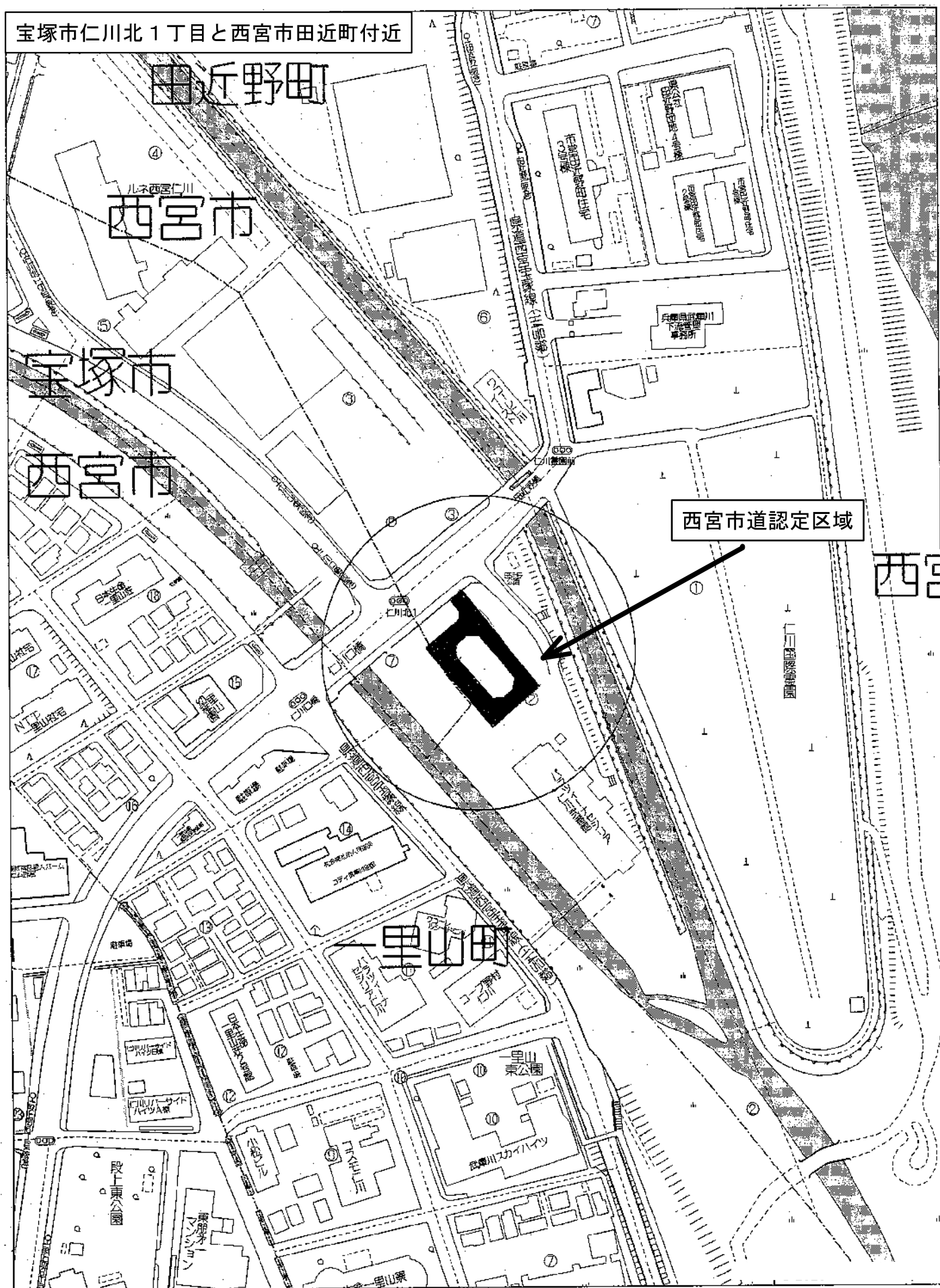
西宮市長が本市区域内の次の区域を西宮市道路線として認定することを承諾するにつき、道路法第8条第4項の規定により、議会の議決を求める。

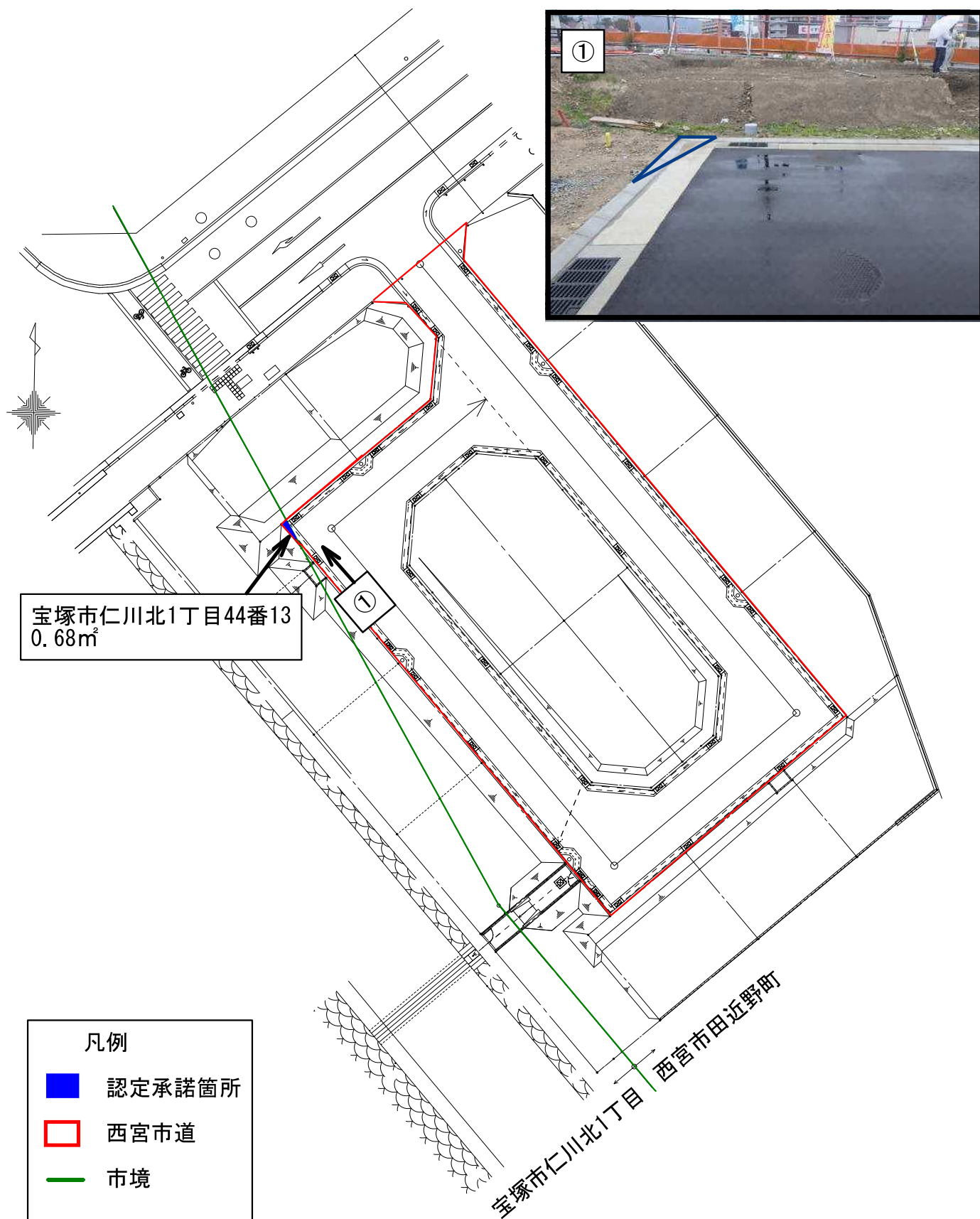
令和6年（2024年）9月2日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

認定承諾区域

所 在	地 番	地 積
宝塚市仁川北1丁目	4 4 番 1 3	0 . 6 8 m ²







西土調発第56号
令和6年5月20日
(2024年)

宝塚市長 山崎 晴恵 様

西宮市長 石井 登志郎



市道路線の認定承諾について（依頼）

民間事業者による開発行為により帰属した道路（別紙位置図「西宮市道認定区間」）を西宮市道として路線認定するにあたり、宝塚市区域内における西宮市道路線の認定承諾を要するので、下記のとおり、道路法（昭和27年6月10日 法律第180号）第8条第3項の規定により依頼します。

今後、道路法第8条第4項の規定に基づく事務をお願いいたします。

記

1. 認定承諾依頼箇所

所 在	地 番	地 積
宝塚市仁川北1丁目	44番13	0.68㎡

2. 添付書類

位置図、道路認定平面図、公図（写）、全部事項証明書（写）、地積測量図（写）

以 上

議案第 号から第 号まで

市道路線の認定、西宮市道路線の認定の承諾及び市道路線の認定変更について
道路法(抜粋)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。
- 3 市町村長は、特に必要があると認める場合においては、当該市町村の区域をこえて、市町村道の路線を認定することができる。この場合においては、当該市町村長は、関係市町村長の承諾を得なければならない。
- 4 前項後段の場合においては、関係市町村長は、当該市町村の議会の議決を経なければ承諾をすることができない。
- 5 前項の承諾があった場合においては、地方自治法第244条の3第1項の規定の適用については、同項に規定する協議が成立したものとみなす。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。